

# 福島県森林吸収量確保推進計画

－森林整備によるCO<sub>2</sub>削減をめざして－

平成20年12月

福島県農林水産部



## はじめに

我が国では、京都議定書<sup>※1</sup>において、平成 20 年から平成 24 年まで（第一約束期間）の温室効果ガスの排出量を平成 2 年の水準と比べて 6 %削減することが定められました。この目標達成のため政府は、平成 10 年 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定するとともに、平成 14 年 3 月に「地球温暖化対策推進大綱」を定めました。さらに平成 17 年 2 月の京都議定書の発効を受け同年 4 月に「京都議定書目標達成計画」を閣議決定しました。この中で、削減目標 6 %のうち 3.8 %に相当する 1,300 万炭素トン<sup>※2</sup>を森林吸収量により確保することが目標とされ、平成 14 年 12 月に策定した「地球温暖化防止森林吸収源 10 カ年対策」により森林吸収源対策が進められております。

本県においても、地域レベルで温室効果ガスの排出削減に向けた地球温暖化対策に取り組むため、平成 11 年 3 月に「福島県地球温暖化防止対策地域推進計画」を策定し、その後京都議定書の発効を踏まえ改めて「福島県地球温暖化対策推進計画」を平成 18 年 3 月に策定しました。この計画では、平成 2 年度比で平成 22 年度までに温室効果ガス排出量を 8 %削減することを目標としており、そのアクションプランとして平成 20 年 2 月に策定した「地球温暖化防止の環境・エネルギー戦略」においては、森林吸収量を約 140 万二酸化炭素トン（約 38 万 2 千炭素トン）と見込んでおります。

また、本県における森林吸収源対策については、国の「地球温暖化防止森林吸収源 10 カ年対策」を受け、平成 15 年 12 月に「森林吸収源対策推進プラン」を策定し、平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 カ年間を計画期間とした民有林における森林整備・保全等を推進してきたところであります。

今後とも森林吸収源対策を推進するため、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 カ年間を計画期間とした「福島県森林吸収量確保推進計画」を策定することとしました。これにより、平成 24 年度までの森林整備・保全面積（森林吸収量算定対象の森林面積）の目標及び目標を達成するにあたっての課題や必要な措置等を明らかにし、全ての県民の参画と協力のもと、地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するものであります。



# 目 次

- 1 森林吸収量確保に関する基本方針
  - (1) 森林整備に係る現状
    - ア 森林資源の現況
    - イ 森林管理の状況
      - (ア) 森林整備の実施状況
      - (イ) 造林の実施状況
      - (ウ) 伐採の実施状況
      - (エ) 路網の整備状況
    - ウ 林業労働力の現況
  - (2) 森林吸収量の確保に向けた課題
    - ア 森林整備
    - イ 保安林等の適切な管理・保全
    - ウ 林業労働力の確保
    - エ 木材及び木質バイオマス利用
    - オ 県民参加の森林づくり
    - カ 森林情報の整備と提供
  - (3) 森林吸収量確保に関する基本的な考え方
    - ア 福島県における地球温暖化対策の基本方針
    - イ 本計画の位置づけ
    - ウ 本計画の対象森林及び期間
    - エ 森林吸収量に係る目標の考え方
- 2 森林整備・保全面積の目標
  - (1) 育成林の目標
  - (2) 天然生林の目標
- 3 森林吸収量を確保するために講じる措置
  - (1) 健全な森林整備の推進
  - (2) 保安林等の適切な管理・保全等の推進
  - (3) 林業労働力の確保の推進
  - (4) 木材及び木質バイオマス利用の推進
  - (5) 県民参加の森林づくり等の推進
  - (6) 森林情報の整備と提供
- 4 国との連携
- 5 福島県森林吸収量確保推進計画の進行管理
- 6 森林吸収量を確保するための体制



# 1 森林吸収量確保に関する基本方針

## (1) 森林整備に係る現状

### ア 森林資源の現況

平成 18 年度の福島県の森林面積は、97 万 3 千 ha となっており県土面積の 71 %を占めています。これを保有形態別に見ると民有林は 56 万 3 千 ha (58 %)、国有林は 41 万 ha (42 %) となっています。このうち民有林の人工林面積は 20 万 5 千 ha で人工林率は 36 %となっています。

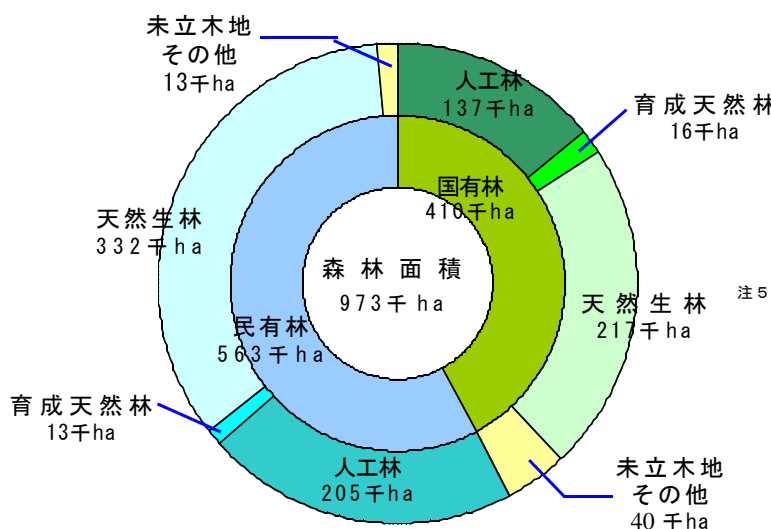


図-1 保有形態別・林種別森林面積 (資料：平成19年福島県森林・林業統計書)

また、民有林における育成林（人為が加わって造成された森林。具体的には人工林<sup>注3</sup>+育成天然林<sup>注4</sup>。）の面積は、21 万 8 千 ha となっており、そのうちスギが 13 万 1 千 ha (60 %) を占めています。スギ以外の樹種構成は、マツ類（アカマツ、クロマツ）が 4 万 9 千 ha (23 %)、ヒノキ、カラマツなどその他の針葉樹及び広葉樹が 3 万 7 千 ha (17%) となっています。

育成林の齢級<sup>注6</sup>別構成は 9 齢級がピークで、戦後造林された人工林の資源が成熟しつつあります。しかし、間伐が必要とされる 4～9 齢級の林分が 14 万 8 千 ha (68 %) となっており、健全な森林の育成を図るためには、計画的かつ重点的に間伐を推進することが必要となっています。

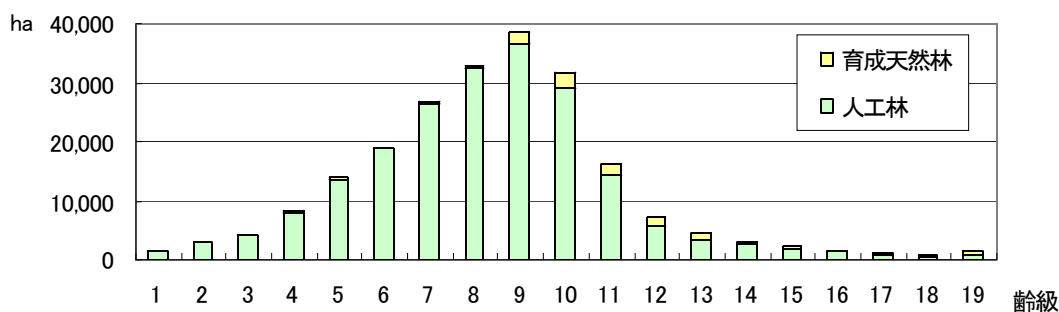


図-2 民有林における育成林の齢級別構成 (資料：平成18年度森林簿)

## イ 森林管理の状況

### (ア) 森林整備の実施状況

多くの森林所有者は、森林整備の必要性については理解していますが、所有する森林が小面積であったり、若齢級の間伐では採算が取れないこと、将来の主伐時期においても多額の収益は見込めないことなど経済的な理由により林業経営意欲は減退しており、森林整備は十分には実施されていないのが現状となっています。

これまでも造林補助金等により森林の整備を推進してまいりましたが、さらに、県は平成 18 年度から導入した福島県森林環境税を活用し、手入れが行き届かない水源地域の森林において、間伐を中心とした森林整備を平成 22 年度までの 5 年間に 9,000ha 実施するほか、様々な支援により森林整備の推進を図っています。

表－1 民有林における森林整備の実施状況

(単位:ha)

	森 林 整 備 面 積		
		うち 間伐面積	うち 森林環境基金 森林整備事業
昭和60年	12,839	3,166	—
平成2年	17,155	6,053	—
7	10,840	2,249	—
12	9,260	3,283	—
13	8,514	3,320	—
14	11,632	4,246	—
15	10,471	4,545	—
16	8,600	3,608	—
17	8,897	4,001	—
18	9,070	4,538	710

(資料：福島県森林・林業統計書)

### (イ) 造林の実施状況

木材価格の低迷などにより、主伐時期において再造林に必要な収益を得ることが難しいことなどから、森林所有者の林業経営意欲が減退しており、民有林における造林面積は、昭和 60 年には県全体で 1,940ha ありましたが平成 18 年には 388ha まで減少し、一般森林所有者の造林面積は 1,036ha から 271ha に減少しています。平成 14 年から 18 年までの直近 5 年間の民有林における造林実績は、県・市町村などによる公的な造林を含めても年間 400ha 前後の水準で推移しています。

表－２ 民有林事業主体別、資金別造林実績

(単位:ha)

	総計	県	林業 公社	森林農地 整備 センター	市町村・財産区				一般森林所有者				林構 事業等	保安林 改良等
					小計	補助	融資	自力	小計	補助	融資	自力		
昭和60年	1,940	165	446	97	89	67	22	0	1,036	987	2	48	8	100
平成2年	1,430	0	311	113	86	81	5	0	843	720	0	123	6	70
7	880	0	194	26	28	23	3	2	506	426	0	81	0	125
12	625	0	142	87	28	26	0	2	311	263	1	47	0	57
13	670	0	170	53	25	18	0	7	381	335	0	46	0	41
14	466	0	0	53	17	12	0	5	359	330	0	28	0	38
15	441	0	0	56	13	13	0	1	333	305	0	28	0	39
16	447	0	1	67	14	13	0	0	330	309	0	21	0	35
17	518	0	1	67	16	10	0	7	403	389	0	14	0	30
18	388	0	0	65	14	13	0	0	271	262	0	9	0	39

(注：H20年度から旧(独)緑資源機構の水源林造成事業は(独)森林総合研究所森林農地整備センターに事業継承されました。)

(資料：福島県森林・林業統計書)

(ウ) 伐採の実施状況

民有林における素材生産量は、平成3年の1,001千 $m^3$ (針葉樹493千 $m^3$ 、広葉樹508千 $m^3$ )がピークとなっており、その後減少して平成13年から平成17年までの直近5年間では400～500千 $m^3$ の間で推移しています。また、直近5年間の間伐による素材生産は年間50千 $m^3$ 前後で推移しています。

平成21年1月からロシア材の関税引き上が予定されていることなど近年の国際的な木材需要構造の変化により輸入木材の減少が予測されることや本県及び隣接県の木材加工体制の整備にともなって、国産木材ひいては県産木材の需要増加が予測されます。

表－３ 民有林における素材生産量

(単位：千 $m^3$ )

	素 材 生 産 量				
	766	針 葉 樹		広 葉 樹	
		うち間伐	うち間伐	うち間伐	うち間伐
昭和60年	766	349	資料なし	417	資料なし
平成2年	935	404	資料なし	531	資料なし
平成3年	1,001	493	資料なし	508	資料なし
7	717	506	45	211	1
12	564	349	31	215	0
13	461	297	42	164	1
14	438	289	46	149	0
15	454	304	52	150	0
16	493	322	47	171	1
17	434	288	48	146	0

(資料：福島県森林・林業統計書ほか)

### (エ) 路網の整備状況

林道等の林内路網は、森林の適正な整備や保全、効率的で安定した森林経営を確立するために不可欠な基盤施設です。

昭和 60 年から平成 2 年までの 5 年間の林道整備延長は約 290 km で年平均約 58 km でしたが、平成 14 年から平成 18 年の直近 5 年間では約 109 km で年平均約 22 km の整備量となっています。

表－4 年度別林道現況

年 度	路 線 数	総 延 長 ( m )	林 道 密 度 ( m /ha)	舗 装 延 長 ( m )	舗 装 率 ( % )
昭 和 60 年	1,500	3,149,537	5.55	239,021	7.59
平 成 2 年	1,592	3,440,000	6.06	449,743	13.10
7	1,661	3,712,629	6.55	785,845	21.17
12	1,700	3,903,738	6.91	1,135,488	29.09
13	1,702	3,928,537	6.95	1,183,490	30.13
14	1,704	3,942,240	7.01	1,224,261	31.05
15	1,707	3,958,746	7.04	1,249,477	31.56
16	1,711	3,983,745	7.08	1,277,535	32.07
17	1,713	4,014,046	7.13	1,302,336	32.44
18	1,717	4,037,945	7.17	1,335,832	33.08

(資料：福島県森林・林業統計書)

## ウ 林業労働力の現況

造林・保育などの森林整備や間伐・主伐などの素材生産を担う林業就業者は平成17年には2,000人を割り込み、5年前と比較すると減少率は24%で就業者の減少に歯止めがかからない状況となっています。

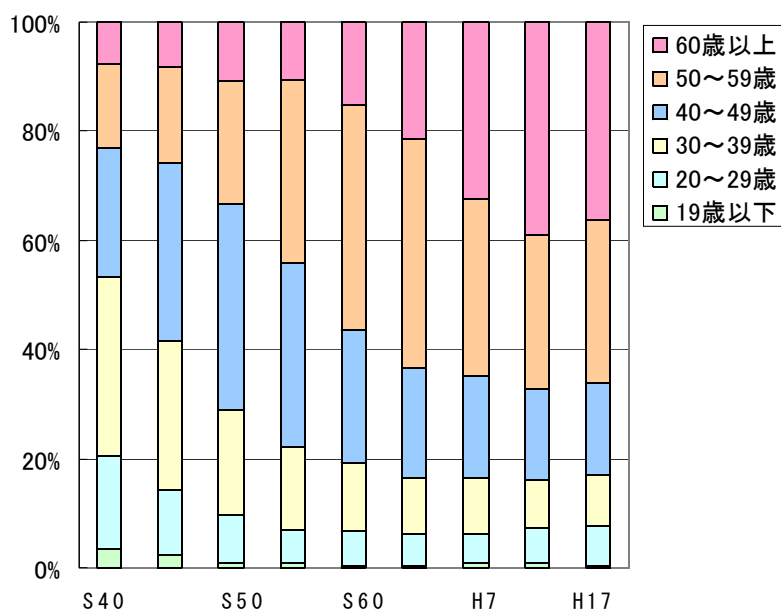
また、就業者における60歳以上の高齢者の割合は平成17年度で36%、40歳未満の若年層の割合は17%となっており、5年前と比較すると60歳以上の割合は若干減少し、40歳未満の若年層の割合は若干増加しました。

表-5 年齢階層別林業就業者数

(単位:人)

	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計	増減率
昭和40年	292	1,360	2,632	1,898	1,239	619	8,040	—
昭和45年	124	670	1,530	1,829	970	460	5,583	-31%
昭和50年	36	420	936	1,804	1,082	516	4,794	-14%
昭和55年	44	283	712	1,562	1,581	486	4,668	-3%
昭和60年	18	262	514	1,013	1,709	626	4,142	-11%
平成2年	8	193	342	666	1,395	703	3,307	-20%
平成7年	20	143	283	506	883	876	2,711	-18%
平成12年	17	149	202	382	653	893	2,296	-15%
平成17年	7	126	167	293	528	634	1,755	-24%

(資料: 国勢調査)



(資料: 国勢調査)

図-3 年齢階層別林業就業者割合

## (2) 森林吸収量の確保に向けた課題

森林吸収量の確保には、森林整備や保安林の適切な管理・保全を進め森林吸収源面積の拡大を図ることが重要ですが、林業採算性の悪化や林業労働力不足などにより進みにくい状況にあり、今後一層森林整備等を推進するためには、以下のような課題があげられます。

### ア 森林整備

森林吸収量の確保を図るためには、間伐等の森林整備を推進する必要があります。しかし、木材価格の長期低迷による林業採算性の悪化などから森林所有者の林業経営意欲は減退しており、このような状況においては森林整備に造林補助事業を活用しても森林所有者にとっては負担が重く、森林整備は進みにくい状況にあります。そのため、施業の集約化や林内路網整備などを推進することによる森林整備コスト縮減により林業採算性の向上を図る必要があります。

また、健全な森林整備のためには、マツクイムシなど森林病虫害の被害拡大防止を図ることや伐採跡地において植栽などによる適確な更新により造林未済地の発生を防ぐことなども重要となっています。

### イ 保安林等の適切な管理・保全

保安林<sup>※7</sup>の指定については「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21」<sup>※8</sup>に基づき推進しており、指定が順調に実施できたため、平成18年度末時点でプラン最終年度の平成22年度目標面積である109,100haの指定を達成しました。

保安林の指定は目標を達成しましたが、今後も重要な森林については保安林の指定を計画的に推進するとともに、今後は保安林の質的な向上、すなわち保安林に求められる機能を高度に発揮させるための森林整備が重要となっています。

### ウ 林業労働力の確保

森林整備の担い手である林業就業者は減少・高齢化が進んでおり、今後の森林整備を推進するためには、新規就業者及び基幹的な林業労働者の育成・確保を計画的に進める必要があります。

そのためには、森林組合等林業事業者<sup>※9</sup>が雇用の安定化、労働条件の改善、事業量の確保や生産性の向上などにも積極的に取り組み経営基盤の強化を図る必要があります。

## エ 木材及び木質バイオマス利用

「ふくしま県産木材利用推進会議<sup>※10</sup>」を設置して公共施設の木造化・木質化、公共土木事業における間伐材の利用促進を図っていますが、公共事業縮減さらには木材需要の太宗を占める住宅着工数の落ち込みにより木材需要は減少傾向となり併せて県産木材の需要も減少傾向となっています。

森林吸収源対策として森林整備・間伐の推進が図られる一方で、間伐材を搬出しても収益が得られないことなどから林内に放置される間伐材、いわゆる林地残材が増加しています。このような間伐材の利用が促進されれば、間伐による森林整備もさらに推進されますので、林道と作業道等の一体的な路網整備による搬出コスト低減及び間伐材の有効活用が重要な課題となっています。

木質バイオマス<sup>※11</sup>利用について本県はペレットストーブなど木質ペレットを燃料とする機器の導入を推進しています。今後も重油ボイラー等化石燃料を使用する機器から木屑ボイラー等木質バイオマス利用の機器への転換を推進するとともに、燃料となる木質ペレット等木質バイオマス資源の安定供給体制の構築が必要となっています。

## オ 県民参加の森林づくり

県民ボランティアや企業等による森林づくりを推進するためには、森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成することが必要で、子供たちや一般県民に対して森林の役割や重要性を伝える指導者を養成することが重要となっています。

森林の持つ二酸化炭素吸収による地球温暖化防止機能などの公益的機能に対する県民や企業の理解を一層深め、県民参加の森林づくり活動を一層推進する必要があります。

## カ 森林情報の整備と提供

森林吸収量は森林の炭素蓄積量の変化を齢級・樹齢毎に算定するため、森林情報を的確に把握して分析することが重要となっています。本県は、森林GIS<sup>※12</sup>の開発を平成18年度より開始し、平成20年度に完成する予定となっています。この森林GISを活用して効率的に森林情報の収集及び整理を行うとともに、市町村や森林組合などへ森林管理のための適切な情報を提供することが必要となっています。

### (3) 森林吸収量確保に関する基本的な考え方

#### ア 福島県における地球温暖化対策の基本方針

持続可能で恵み豊かな環境を将来の世代に継承し、循環型社会の形成を目指すために地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減目標を掲げ、その目標達成のために必要な県民、事業者、行政それぞれ取り組むべき対策、行動に取り組んでいく\*ことを基本方針としています。

\* (福島県地球温暖化対策推進計画)

#### イ 本計画の位置づけ

農林水産省が平成14年12月に策定した「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」の都道府県計画として、平成15年12月に福島県は「森林吸収源対策推進プラン」を策定し平成15年から平成19年までの5カ年間の森林吸収源対策を推進してきたところです。本計画は、この「推進プラン」の次期計画として位置づけます。

また、平成18年3月に策定された「福島県地球温暖化対策推進計画」を推進するための実施計画とします。

#### ウ 本計画の対象森林及び期間

計画の対象とする森林は、地域森林計画<sup>注13</sup>の対象森林とします。また、計画の期間は平成20年度から平成24年度（京都議定書第一約束期間の終了年）までの5年間とします。

#### エ 森林吸収量に係る目標の考え方

##### (ア) 森林吸収量算定対象となる森林

京都議定書において森林吸収量の算定対象となる森林は、平成2年以降、新たに造成された森林及び適切な森林経営が行われている森林に限られており、

- ・ 育成林については、森林を適切な状態に保つための間伐等の森林施業が行われている森林
- ・ 天然生林については、保安林など法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置が講じられている森林

と定義されています。これらの森林を Forest Management 林（以下「FM林」という。）といいます。

##### (イ) 目標の考え方

国全体の森林吸収量13,000千炭素トンを確保するため、本県の平成24年度末の育成林の齢級別FM林率を

- ・ 1～3 齢級は100%
- ・ 4～7 齢級は概ね100%
- ・ 8～12 齢級は概ね75%以上
- ・ 13級以上は現状のFM林率

とし、また、天然生林については地域森林計画に即した平成24年度末の保安林面積とします。

## 2 森林整備・保全面積の目標

### (1) 育成林の目標

平成 19 年度末における FM 林面積は 121 千 ha と推定されます。

平成 24 年度末までの目標とする年齢別 FM 林率及び年齢別面積は下記のとおりとなり、育成林全体で確保する目標の FM 林率は全育成林面積の 72%、目標面積は 158 千 ha とします。

表-6 平成24年度末における育成林の目標FM林率及び目標FM林面積

年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
育成林面積		1	2	4	6	12	15	22	28	35
目標 FM 率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	75%	75%	75%
目標 FM 林面積		1	2	4	6	12	15	17	21	26

(単位: %, 千ha)

11	12	13	14	15	16	17	18	19超	合計
36	28	11	5	4	3	2	1	3	218
75%	75%	25%	23%	22%	20%	18%	17%	17%	72%
27	21	3	1	1	1	0	0	0	158

※四捨五入で端数処理しているため内訳と合計は必ずしも一致しない。

### (2) 天然生林の目標

平成 19 年度末及び平成 24 年度末における天然生林の保安林面積の目標は下記のとおりとします。

表-7 平成24年度末における天然生林の目標保安林面積

	平成19年度末時点	平成24年度末時点
保安林面積	110,214ha	112,643ha
うち天然生林	69,888ha	71,490ha

### 3 森林吸収量を確保するために講じる措置

これまでも計画的な森林整備や保安林の適切な管理・保全等を推進し、森林吸収量の確保に努めてきたところでありますが、森林整備・保全面積の目標達成に向けたさらなる森林整備等の推進を図るため、次のような措置を講じます。

#### (1) 健全な森林整備の推進

- ・ 地域森林計画や市町村森林整備計画<sup>注14</sup>に基づき、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環林」それぞれの重視すべき森林の機能に応じて長伐期施業や複層林施業など適切な施業体系による森林整備を推進します。
- ・ 健全な森林の育成に向けて、人工林の間伐を促進するとともに間伐材の利用を促進します。
- ・ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法を活用した市町村の計画的な森林整備を促進します。
- ・ 森林整備における森林所有者の負担を軽減するため、林業事業体等による提案型集約化施業<sup>注15</sup>により、計画的かつ適切な森林整備を促進します。
- ・ 森林病害虫による被害から保安林など公益的機能が高い森林を保全するため、伐倒駆除などによる被害対策を促進します。
- ・ 造林未済地の発生を防ぐため、伐採及び伐採後の造林の届出制度の周知を図ります。
- ・ 森林整備の促進を図るために必要不可欠な林道は、市町村と連携を図りながら、効率的な路網の配置などによるコスト縮減や自然環境に配慮した路線の選定など計画的な整備を促進します。
- ・ 作業道は、林道等の組み合わせにより効率的な森林整備が可能となるため、森林施業の実施に即した路網の配置や高性能林業機械<sup>注16</sup>に応じた整備を促進します。
- ・ 市町村、社団法人福島県林業公社や独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター福島水源林整備事務所等との連携を図り、公的機関による森林整備を促進します。

## (2) 保安林等の適切な管理・保全等の推進

- ・ 水源のかん養、土砂流出防止など公益的機能の発揮のために重要な森林について、計画的な保安林の指定を推進します。
- ・ 機能が低下した保安林は、保安林の機能回復を図るため、緊急性を考慮した適正な事業計画により治山事業の本数調整伐などを中心とした保安林整備を推進します。
- ・ 衛星デジタル画像データを活用した効率的な保安林管理手法により保安林の適切な管理を確保します。

## (3) 林業労働力の確保の推進

- ・ 施業集約化、労働生産性の向上及び低コスト施業を実現するための作業路等の開設並びに高性能林業機械の導入を促進します。
- ・ 基幹的林業労働者の育成・確保は重要であることから今後も継続的・計画的な研修等の実施を促進します。
- ・ 若い労働者が魅力を感じ意欲を持って参入できるよう就労条件等の改善を推進するとともに新規就労者研修等の実施を促進します。

## (4) 木材及び木質バイオマス利用の推進

- ・ 関係機関との連携による「ふくしま県産木材利用推進計画」に基づく木材の利用促進を図ります。
- ・ 合法性・持続可能性の証明された木材・木製品<sup>217</sup>の生産や流通を促進します。
- ・ 特徴ある県産木材の商品化や家づくりに取り組む事業者のネットワーク化やPR活動を促進します。
- ・ 林道や作業道等路網整備と連携した間伐材の搬出体制の構築を促進するとともに、間伐材の搬出運搬について支援します。
- ・ 林地残材等未利用木質資源の総合利用を促進します。
- ・ 各分野、各方面へのペレットストーブ・ペレットボイラー等の導入を促進します。また、ペレット生産供給体制の整備を促進します。
- ・ 化石燃料に替えて木質バイオマスを利用するなどエネルギー転換による二酸化炭素排出削減量を取引する制度について国が検討を進めています。この進展状況を見ながら排出量取引<sup>218</sup>の活用について検討します。

#### (5) 県民参加の森林づくり等の推進

- ・ 二酸化炭素吸収による地球温暖化防止機能などの公益的機能を持つ森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成することが重要であることから、市町村や学校と連携しながら森林環境教育を推進します
- ・ 子供たちや一般県民に対して森林の役割や重要性を伝える森林づくり指導者の養成及び認定を推進するとともに、指導者の連携及び自発的な活動を支援します。
- ・ 森林GISにより森林に関する様々な情報を県民に向けて発信するとともに、県民から提供される情報を受信・再発信することにより県民の森林への関心を一層高め、森林づくりへの参加を推進します。
- ・ 企業等へ森林づくり活動の働きかけを行うとともに、活動フィールドの掘り起こしと確保に努め、行政がコーディネートすることにより企業等による森林づくりの参加を推進します。
- ・ 森林づくり活動により整備された森林の二酸化炭素吸収量を認証するなど森林整備の効果が県民にわかりやすく見える新たな制度の創設を検討します。

#### (6) 森林情報の整備と提供

- ・ 森林吸収量の算定に必要な森林面積の増減について適確に把握するため、森林GISにより森林簿・森林基本図・森林計画図等を一元管理するとともに、衛星画像等の活用により、森林調査やデータ管理の省力化・精度向上を推進します。
- ・ 森林吸収量確保推進のためには施業履歴が重要であることから、施業履歴情報を収集し、森林GISにより優先的に施業を推進すべき森林の情報を提供します。
- ・ 森林の情報集積は、県だけでなく市町村や森林組合なども担っている部分があることから、森林GISを普及推進するとともにデータの共有化を推進します。

### 4 国との連携

福島県の森林面積の42%は国有林が占めています。そのため、林業労働力確保・育成や低コスト施業推進等研修会の共同開催や森林整備の実施状況の把握など、国有林を管理する国と密に連携を取りながら森林整備を推進します。

## 5 福島県森林吸収量確保推進計画の進行管理

計画の実施にあたっては、森林簿の情報により森林面積の増減について適確に把握するほか、森林整備の実施状況など現状を把握し、情勢の変化に対応しながら対策を推進するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 6 森林吸収量を確保するための体制

森林吸収量確保に係る体制は次のとおりとします。

責任者	農林水産部次長（森林林業担当）	
総括	農林水産部森林計画課長	
	健全な森林の整備	農林水産部森林計画課 " 森林整備課 " 林道整備課
	保安林等の適正な管理・ 保全等の推進	農林水産部治山対策課
	林業労働力の確保	農林水産部林業振興課
	木材及び木質バイオマス 利用の推進	農林水産部林業振興課
	県民参加の森林づくり等 の推進	農林水産部森林計画課 " 森林整備課
	森林情報の整備と提供	農林水産部森林計画課

### 【 参 考 】

#### 福島県における森林吸収量の推計

平成 24 年度末までに育成林において確保する目標 FM 林率や天然生林における保安林指定面積の目標が民有林・国有林ともに順調に進捗した場合、本県の民有林・国有林を合わせた森林吸収量は、福島県地球温暖化対策推進計画の最終年度である平成 22 年時点で 388 千炭素トン（1,421 千二酸化炭素トン）、当該計画の最終年度である平成 24 年時点では 416 千炭素トン（1,525 千二酸化炭素トン）と推計されます。

○ 用語の解説

注 1 「京都議定書」

1997年に京都市で開催された第3回気候変動枠組条約締結国会議で採択された国際約束。「2008年から2012年の5年間に先進国全体で温室効果ガスを1990年時点で排出していた量より少なくとも5%削減すること」という約束で、これを受けて、各先進国に温室効果ガスの削減約束量が定められている。日本は6%の削減を約束。

注 2 「森林吸収量」

森林の光合成により吸収される二酸化炭素量。京都議定書のルールでは1990年以降に人為的活動が行われた森林だけが森林吸収量の対象森林と認められる。

注 3 「人工林」

更新が、植栽など人為によって行われ成立した森林。

注 4 「育成天然林」

ぼう芽更新、天然下種更新など天然力を活用しつつ、刈り払い、植え込みなどの更新補助作業や除伐、間伐などの保育作業を行うなど人為を加えた森林。

注 5 「天然生林」

主として天然力の活用により保全・管理する森林。

注 6 「齢級」

林齢を一定の幅にくくったもの。一般に5カ年をひとくくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級、以下Ⅲ齢級、Ⅳ齢級・・・と称する。

注 7 「保安林」

国土の保全、水源かん養、生活環境の保全等を目的として森林法に基づき指定される森林。立木の伐採、土地の形質の変更等について一定の制限が課せられる。

注 8 「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21」

県政運営の基本方針である福島県新長期総合計画「うつくしま21」の森林・林業・木材産業分野の計画で、平成13年度から22年度の10カ年を計画期間とした本県の森林・林業・木材産業の振興を図る基本的な指針。

注 9 「林業事業者」

林業労働者を雇用して、森林施業及び素材生産を行っている事業者。

注 10 「ふくしま県産木材利用推進計画」

県産木材の利用促進を図るため、県が自ら目標を掲げて取り組む県産木材の利用に加え、市町村や民間の需要促進のために県が取り組んでいる関連施策の全体像を示した計画。

注 11 「木質バイオマス」

バイオマスとは、生物体総量（バイオ＝生物、マス＝総量）を意味する。製材工場残材や建設発生木材等を含めた木材由来の資源が木質バイオマスと呼ばれる。

注 12 「森林GIS」

森林の地図データと所有者、樹種、面積、林齢などの様々な属性情報をコンピュータを用いて統一的に管理することで、集計、解析、図化などを容易に実施できるようにしたシステム。

注 13 「地域森林計画」

都道府県知事が、全国森林計画に即し、森林計画区内の民有林を対象に5年ごとに策定する10年の計画。県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画において計画事項を定めるに当たっての指針となるものである。本県では、阿武隈川、会津、磐城、奥久慈の4つの森林計画区がある。

注 14 「市町村森林整備計画」

市町村長が、市町村内の地域森林計画対象となっている森林について5年ごとに策定する10年の計画。森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めている。

注 15 「提案型集約化施業」

森林組合等の林業事業者が複数の森林所有者に対し、施業内容やコストを明示して森林施業を提案して合意を得る。施業地が団地化されることで低コスト化が図られ森林所有者への利益還元が可能となり、長期受委託が円滑に進むなどのメリットがある。

注 16 「高性能林業機械」

伐倒、枝払い、玉切り、集積等の工程のうち、複数工程を処理する車両系機械の総称。

注 17 「合法性・持続可能性の証明された木材・木製品」

木材の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし、伐採に当たって手続きが適切になされたことや持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであることが証明できる木材・木製品。

注 18 「排出量取引」

国や企業ごとに温室効果ガスの排出枠を割り当て、枠を超えて排出した国（企業）と余っている国（企業）との間で排出枠を取引する制度。取引の結果、全体の排出量を一定の範囲内に収めることを目的としている。